

光キャストビジョン音声告知サービス「安心ほっとライン」利用規約

(規約の適用)

第 1 条

株式会社飯田ケーブルテレビ（以下「当社」といいます）と当社が提供する光キャストビジョン音声告知サービス「安心ほっとライン」（以下「本サービス」といいます）の契約者との間に規約を定め、これにより本サービスを提供いたします。

(サービスの内容)

第 2 条

当社は、当社が提供するいい-NE T 光の契約者のうち、光キャスト TV のオプションサービスとして、本サービスを契約いただいた利用者に対し、いい-NE T 光の回線を介して、当社が運営する音声告知システムを利用し、当社または当社以外の団体等（地方公共団体含む）が提供する地域情報等を音声にて情報提供いたします。

(提供区域)

第 3 条

本サービスの提供区域は以下のとおりとします。
飯田市の一部エリア

(契約の単位・条件等)

第 4 条

本サービスはいい-NE T 光 1 契約者回線につき 1 契約となります。
2 本サービスは光キャスト TV のオプションサービスとして提供するため、本サービスの契約にはいい-NE T 光及び光キャスト TV の契約が必要となります。
3 本サービスの契約名義はいい-NE T 光及び光キャスト TV の契約名義と同一とします。

(契約の成立)

第 5 条

本サービスの申し込みをするときは、当社所定の手続きに基づき当社が承諾した場合に契約の成立とします。

(利用料金の支払い義務)

第 6 条

契約者は本規約に基づき、本サービスを開始した日を含む月の翌月の初日から起算して、本サービスの契約が解除となった日を含む月の末日までの期間について、料金表に定める利用料金に消費税を加算した額の支払いを要します。
2 当社が利用料を改定する場合は、別途契約者にその旨を通知するものとします。

(利用料金の支払い方法等)

第 7 条

契約者は第 6 条に定めた利用料を当社が定めた方法により支払い期日までに遅滞なく支払うこととします。
2 支払い方法及び支払い先（当社からの請求書の送付先含む）は、いい-NE T 光及び光キャスト TV の支

払い方法、支払い先と同一とします。

※本サービスの支払いに関して、いい-NE T光及び光キャストTVと別の支払い方法、支払い口座等を指定することはできません。

(工事費の支払い)

第 8 条

契約者は契約申込または工事を要する請求をし、その工事を行った場合、料金表に定める工事費に消費税を加算した額の支払いを要します。

(設置場所、名義の変更)

第 9 条

本サービスを受けるための各種設備の設置場所の変更または契約者名義に変更が生じた場合、契約者は速やかに当社に申請していただきます。

なお、本サービス契約の名義のみを変更することはできないものとします。

(利用停止)

第 10 条

当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの利用を停止する場合があります。

- (1) 料金、その他当社との間で発生している債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。
- (2) 第 12 条に規定の規定に違反した場合。
- (3) 前 2 号の他、この規約に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行に支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をした場合。

(解約)

第 11 条

当社は以下の各号に該当するときは、本サービスの契約を解約する場合があります。

- (1) 契約者が第 6 条及び第 8 条に規定の料金に関する支払いを 3 か月以上滞納した場合。
- (2) 本サービスを提供するためのいい-NE T光回線の移転に関する請求を受け、回線の移転先が本サービスを提供できない地域となった場合。

(利用に係る契約者の義務)

第 12 条

本サービス契約者は次の各号を遵守いただきます。

- (1) 本サービス利用にあたり、当社が設置した各種設備を当社に無断で取り外し、改造等の変更、もしくは故意に損壊しない。
- (2) 当社の設置した各種設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は前項の規定に違反し、当社が設置した各種設備を亡失、またはき損したときは、修繕その他本サービスを復旧するために必要な費用を支払っていただきます。

(当社の責任範囲)

第 13 条

当社が本サービス提供にあたり、当社以外の団体（地方公共団体等）が提供する情報内容に関して当社は

一切責任を負いません。

(定めなき事項)

第14条

本規約に定めなき事項が生じた場合は、本サービスの契約締結の主旨に従い、誠意をもって両者（当社及び契約者）協議の上、解決にあたることとします。

附則

この規約は平成28年7月5日から実施します。

附則

(実施時期)

この改定規定は平成29年4月1日から実施します。

(改定内容)

月額利用料の改定

料金表

1. 工事費（税別）

区分	単位	工事費の額
ア イ以外の場合	1の工事ごとに	15,000円
イ 既存の音声告知サービスを享受しており、本規約に定めるサービスの提供を受けるための設備が存在し、新たな配線設備、装置設置が不要の場合	1の工事ごとに	無料
ウ 移転等	1の工事ごとに	アと同額
エ 上記ア、イ、ウの工事実施時において新たな物品、配線等の設備設置の必要が生じた場合	1の工事ごとに	実費

2. 月額利用料（税別）

区分	単位	工事費の額
本サービスの提供を受けるための設備（1台目）	1装置ごとに	500円
本サービスの提供を受けるための設備（2台目以降）	1装置ごとに	300円